

教 生 学 第 1 1 9 6 号
令和 5 年（2023年）12月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」
の周知について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

令和 5 年 3 月に再犯防止施策の更なる推進を図るために閣議決定された、「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、法務省において今般、「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（以下「事例集」という。）を改訂しました。

本改訂では、過去の事例集にも記載のあった中学校及び高等学校と少年院の連携を通じた支援等の事例に加え、少年院在院中に高等学校の通信制課程に入学し、出院後も学びを継続できるよう、高等学校と少年院が連携して支援等を行った事例のほか、保護司による薬物乱用防止教室等の犯罪予防活動の事例等が新たに追加されたところです。

つきましては、各学校及び教育委員会において、本事例集の内容を踏まえ、保護観察及び少年院送致となった少年の就学支援を始め、再非行防止に向けて、関係機関との連携強化に努め、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（生徒指導係）



事務連絡

令和5年12月20日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私学担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」
の周知について（依頼）

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が公布、施行され、翌年には、同法に基づき、「再犯防止推進計画」（第一次）が閣議決定されました。そして、令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。法務省においては、本計画を踏まえ、今般、「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（以下「事例集」という。）の改訂を行ったことから、別添のとおり、学校関係者に対する周知依頼がまいりました。

本改訂では、過去の事例集にも記載のあった中学校及び高等学校と少年院の連携を通じた支援等の事例に加え、少年院在院中に高等学校の通信制課程に入学し、出院後も学びを継続できるよう、高等学校と少年院が連携して支援等を行った事例のほか、保護司による薬物乱用防止教室等の犯罪予防活動の事例等を新たに追加しております。

法務省からの依頼を踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、管下の学校（高等課程を置く専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会に対して、各指定都市及び市区町村教育委員会にお

かれては管下の学校に対して、各都道府県及び学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては管下の学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、事例集について周知くださるようお願いいたします。

なお、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等については、「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）」（令和元年 7 月 3 日付け元受文科初第 261 号文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）によることとしております。引き続き、適切にご対応くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

【別添】「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」の周知について（依頼）」（令和 5 年 12 月 20 日付け法務省矯少第 238 号法務省矯正局長・法務省保護局長通知）

（参考）

- ・「再犯防止推進計画」を受けた児童生徒に係る取組の充実について（通知）」（令和元年 7 月 3 日付け元受文科初第 261 号文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1418962.htm

（担当）

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

電話 03-5253-4111（内線 2007）

法務省矯少第238号
令和5年12月20日

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦 殿

法務省矯正局長 花村博文
(公印省略)
法務省保護局長 押切久遠
(公印省略)

「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」の周知について（依頼）

当省の矯正行政及び更生保護行政につきまして、平素から格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまでも、保護観察及び少年院送致となった少年の修学支援を始め、再非行防止に向けた取組に対して、各学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）と保護観察所及び矯正施設との連携強化に御尽力をいただいていたところ です。

御承知のとおり、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が平成28年12月に公布・施行され、翌年には、その推進を図るため、再犯防止推進計画（第一次）が閣議決定されました。同計画に基づき、国、地方公共団体、民間協力者等が連携し、取組を推進してきたところ、令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次計画においても、「学校等と連携した修学支援の実施」が重点課題の一つとして掲げられ、その具体的な取組として、貴省及び当省において、学校関係者及び保護観察所・矯正施設の職員に対し、相互の連携事例の周知・共有を図ることが求められています。

今般、別添のとおり「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」を改訂いたしました。本改訂では、少年院在院中に高等学校の通信制課程に入学し、出院後も学びを継続できるよう、高等学校と少年院が連携して支援等を行った事例のほか、保護司による薬物乱用防止教室等の犯罪予防活動の事例等を追加しております。

つきましては、学校等に対して広く周知していただくとともに、学校等と保護観察所及び矯正施設との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。